
組合員資格確認等のお願い

当農協定款第 14 条により、組合員加入申込時の提出書類の記載事項に変更があったとき又は組合員資格に変動等があったときは、その旨を届けていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変動・変更があった場合は、当農協各支店へお申し出いただきますようお願いいたします。

当農協の組合員資格

□正組合員資格

- (1) 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの
- (2) 1年のうち90日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- (3) 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

□准組合員資格

- (1) この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- (2) この組合から定款第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- (3) この組合から定款第7条第1項第4号、第10号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- (4) この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- (5) 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員(同項第1号に該当する正組合員にあつては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。)が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。)であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- (6) 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号も掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに該当構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であるとみとめられるもの

※なお、現在の組合員資格については、「出資配当金・事業分量配当金について」の宛名面でご確認いただくか、最寄りの支店でご確認ください。